

倉吉市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市規則第14号

倉吉市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

倉吉市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年倉吉市規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（損害補償のうち休業補償を行わない場合）</p> <p>第1条 倉吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年倉吉市条例第34号。以下「条例」という。）第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、<u>同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u>又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>	<p>（損害補償のうち休業補償を行わない場合）</p> <p>第1条 倉吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年倉吉市条例第34号。以下「条例」という。）第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。